

国立大学法人秋田大学人権倫理委員会規程

平成16年4月1日
規則第34号

(設置)

第1条 秋田大学に、人権倫理に関し必要な事項を審議するため、国立大学法人秋田大学人権倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ハラスメントに関する事。
- (2) 倫理の保持に関する事。
- (3) その他人権に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) 理事（非常勤の理事を除く。）
- (2) 副学長（理事を兼ねる者を除く。）のうち学長が指名する者
- (3) 学長補佐（ハラスメント担当）
- (4) 学長が必要と認める教員若干名
- (5) 学長が必要と認める学外の専門家若干名

(任期)

第4条 前条第4号及び第5号の委員の任期は学長が必要と認める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(調査委員会)

第8条 人権倫理に関し、特別に調査の必要があるときは、委員長は調査委員会を設置することができる。

2 調査委員会については、別に定める。

(ハラスメント対策室)

第9条 委員会に、学内の健全な教育・研究・労働環境の推進を図るため、ハラスメント対策室を置く。

2 ハラスメント対策室については、委員会が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、人事課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月14日から施行する。